

ねえる
ねそべる
ねまる
のる
まぐれる
まける
みしる
みよける
むさずる

ねる(眠る)
ねこぶ
すわる(坐)
ぬる(塗る)
迷はぐる
くつがへす
むしる(捲)
解る
むしる(捲)

副

詞

えつこお
えつち
えつちんち
えつつか
えつつか
えまに

少しも
一日
何時にか
後刻

えまのき
おさめに
こたえがえに
こつげに
ごんごと
ごんごと

今になつてもまだ
終りに
いい加減に
此のやうに
急ぐ形容

もむ
めえる
もこお
もだく
もじやくる
やめる
よぜる
よばれる

漏る
見える
向ふ
もがく
もみくたす
いたむ(痛)
ゆでる
招待される
駆走になる

ごんごんとあるけ

こい
こなえさ
さつきな
しかも
じつぎ
じよあや
ずでえ
せんどな
そんま
ちよん
ちよつこ
ちよつこ
てえど
でこ

この間
先程
尙な更り
直
必定
少しも
先達
一す
ふと過つて
若し程
たぐさん
少甚しも

でこ、ほしかつたら

どあど
どだえ

なな
なな
なほ
なえんし
ばかげに
ほとん

なほ
なほ
なえんし
ばかげに
ほとん
まあちつと
まつと
みんな
むつつら
よつぽろ
やつぱし

猶更
何と條ぞも
成程
何故
大ばそかに
甚だ忙しく
もつと
もつと
みな
よほど
やはり

なじだ どんなだ
 病氣はなじだえい病氣はどんなです
 なんてこんだの
 はらがすく はらがへる
 ほおたこく 柔かい深雪の中をゆく

ほつるな 惚れるな
 やや だだ がえだ
 のお なあ か添えて意味を強める
 やんなる いやになる
 ようして よくして
 くれだつた 下さつた

感歎詞

あつきや 稗期に反して失望した時發する
 あつきや 告別の詞
 うらん 否定する詞

うんにや 拒否する詞
 えつきや 他人の言葉不定する時發する

以上は只其の一般を示した丈であるが、本縣共通の方言訛語も多くを占めて居るし、東北地方のものゝ混淆も少しとしない、併し是らを除いては、長岡の方言訛音を語られないと思ふ。

第三章 童謡俚歌

第一節 子守歌

月さんい

月さん幾つ 十三七つ まだ年は若いが こんど京へ上つて 茨の蔭で ねんねを生んで

あまんにはしよか おせんにはしよか あまんにばして 油買やつたれば 油屋の前で

すなべつて轉んで 油一升こぼした その油どうした 太郎子の犬と 次郎子の犬と

甘いとちやひつとり 辛いとちやひつとり みんなひつとり申た 其犬どうした 皮剥ぎ申た

其皮どうした 大鼓に張申た 其太鼓どうした 火にくべてしまた 其灰どうした

裏へ出して置たれば 今朝の嵐に みんなたつてしまあた しまた

ねん／＼ころ市 竹の市 此子が寝入つたら 何やらう 赤のまんまに とこかけて

サラリ／＼と上げませう ねん／＼ころ市 竹の市

坊やお守は どこ行つた あの山越えて里行つた 里のみやげに 何もらた デン／＼太鼓に

笙の笛 起上り小坊子に風車 お寺のお小僧は何して居た 立つたり坐つたり お経讀んで

ネエヤコオヤ

婆さ 婆さ 花折りへいがんか 今日の寒いに 何花が咲かうば 蓮華の花も咲いたし つミジの

花も咲いたし 一枝折つてはぶつかつね 二枝折つてはぶつかつね 三枝めに日が暮れて

中の堂へとまらうか はじめの堂へとまらうか 中の堂へとまつて 朝起て見たれば 可愛げの女

良が 金の足駄はいて 金の杖ついて 前の一本橋を渡らうとしたら 着物の小袂をよごして

洗場であらあて 流し場で流して 竿にかければ 竿目がつくし 繩にかければ 繩目がつくし

坊やお

ねん／＼

婆さ／＼

ねえやこ
ほや
おらたりの
鳥
螢こい

何にもかけて テン／＼手箱の中へ 疊み込んで置いたれば 鼠がちよろ／＼ いたちがちよ
ろ／＼ お隣のおばさん 猫一匹おかせ 屏風の蔭で 鯉一つぼくわへさして ニヤオ／＼いは
しよ いはしよ
ねえやこおや或はねんねはよい子だねんねしな ねいつたら 鼠に曳かりようし 起きたらお馬
に蹴らりよし 泣いたら鍋でえらりようし ねえやこおや
おらたりの鳥と お隣の鳥と 田のはためぐつて 田螺をひろて 碎して見たら 赤い絹が十二ひろ
白い絹が十二ひろ (以下不明)
螢來い 團子にしよ おはぎ嫁にしよ 三吉あ なかど／＼
雪やこんこ 霰もこんこ お寺の裏の 梨の木もこんこ／＼

第二節 手鞠歌

一つがら
お大黒さ
ん

一つがら／＼ 二つ山椒の木 三つ蜜柑の木 四つようず(柚子)の木 五ついてふの木 六つ紅葉
の木 七つ南天木 八つやしよの木 九つ小梅の木 十でおさめて 山ちんがら 小ちんがら
お腰に一卷 もう一丁 がら／＼
お大黒さんといふ人は 一に俵ふんまいて 二にはニッコリわらて 三に杯手に持つて 四つ世
の中よいよように 五つ泉の湧くやうに 六つ無病息才で 七つ何事ないやうに 八つ屋敷を平げ

おらが婆

て九つ小倉をおつたつて 十で徳利おさめた

おらが婆さは 焼餅すきで 隣へよばれて 四十八たべて 一つのこして袂へ入れて 馬に乗ると
てころ／＼と落し 取るも恥かし 取らぬもくやし 足で蹴上げて 鳥にくれた 鳥喜ぶ が

あ／＼と

一ぎつちよ 二ぎつちよ 三ぎつちよ さくら 櫻の蔭で 愛しげの女良が 油揚くわへて

何と化けた 狐と化けた

鶯が 鶯が 偶々都へ上る時 梅の小枝に書寝して 昨夜夢見た 朝夢に 疊三枚 莫蔭三枚
合して六枚しきこんで 錦欄緞子の 其蔭で ホロリ／＼と泣きやんす 何が悲しゆて

泣きやんす

己がいとこの千松は 七つ八つから 金山へ 一年待てども まだ見えぬ 二年待てども

まだ見えぬ 三年三月夜の夜中に 状が来た 誰に來いとて 状がきた お妻にこいとて状がさ
たお妻はこのたびやられまい 帯の一つもこしらへて 小袖の一つもこしらへて 前のお寺へま
ゐらして お妻の小袖へ血がついた 血でもないもの 鼻血でないもの 昨夜化粧した紅だもの
紅だもの

おらが姉さん 三人ござる 一人姉さん 太鼓が上手 一人姉さん 鼓が上手 一人姉さん伊達者
でござる 五兩で帯かあて 三兩でくけて くけめ／＼に口紅さして 折目／＼に 七房八房

おらが姉

立てば芍薬 すはれば牡丹 歩む姿は 百合の花く

越後長岡大工町 大工町には庄屋さん 庄屋の娘に お玉というて 姉の惣領孫三郎 いかにも我が子でないとも 蒲團でくるんで 帯でしめ 戸棚へ入れて 錠おろし 呼吸がこもつて死んだとて それがお上へ知れた故 二十二日の其の朝げ お玉が牢屋へいぐ時に 下には本縮緬の長襦袢 上に對無垢着重ねて 頭は島田にちやんと結び 銀の簪落しざし 足は白足袋駒下駄で前の一本橋渡る時 泣きく涙で袖しぼり 前を見れば鬼がある 後を見ても鬼が居る

西は西方阿彌陀佛 助けてもらうと手を合せ 拜まうと思へば雲が出る アレくあの雲邪慳雲雲が邪慳じやないけれど 此眼が邪慳で拜まれぬ 拜まれぬ

中村三てうの中娘 年は十六名はお米 お米が器量のよいまゝに 沖の船頭衆がなかどして

播摩の長者へもらはれて ものゝ三年たぬ内 色々難病煩うて 醫者に典者に御殿醫者に お薬のめども驗がない お米なじだと問うたれば 親元戀しうてなりませぬ 俄にお駕籠を組立て、三月八日に送り出し 四月八日に行き着いて お米ようきたまあられ お米の土産は何土産 ビツビがらくは妹へ 箆筒長持は姉さんへ 針箱手箱は母さんへ 弓や鐵砲は兄さんへ 珠數入小袋は婆さんへ 枕の下の五兩の金 お寺へ三兩上げてくれ あとの二兩は婆さんへ 前を見れども連がない 後を見れども連がない 南無阿彌陀佛を連れにして さあさ参りませう 極樂へ 極樂へ

次の二篇はあまりに共通的で、當地方固有の物と稱し難いが、當地方にも多く唱へられて居るから序を以て載せて置く。

山王のお猿さんは 赤いおべんが太おほすきく ゆうべ夷講に呼ばれて行つたら 鯛の吸物小鯛

の濱焼 一杯オススラスー 二杯オススラスー 三杯めには 名主の權兵衛さん 肴が無いとて

お腹立 テ、シヤンく まづく 一貫おん貸し申した

おん正ショウく お正月 松立つて 竹立つて 喜ぶ者はお子供衆 いやがる者はお年寄衆

旦那のさらいな大三十日 一夜明ければ元日で 年始の御祝儀申ましょ お煙草盆お茶持つてこい

吸物なんぞは早持つてこい ドラくドラくどら猫さん お前と私と逃げやんしう 吉原田圃

へ逃げやんしよ 吉原田圃は丸焼だ ヒーがフー ミーがヨー イーツがムー ナーがヤー

コーノがトー 遠から御坐つたお芋やさん お芋は一升いくらだね 三十五文にまけてやる

もうちつとまからかスチャラカボン そんなに負ければ損がいく お前の事なら負けてやる

ざるお出しますお出し 組板庖丁出しかけて 頭を切られる八つ頭 尻尾を切られる唐の芋

お隣のおはさんチヨイとお出 お芋の煮ころばしてお茶上れ あとでおならは御免だよブイ

第三節 其他の遊戯歌

二人相對し手を聯ねて上下しながら唱ふる歌。

銀杏の葉で水汲んで 米ざく／＼や小豆ざく／＼や 山王の祭り 鈴がらん／＼や 雀のお歸り

おかへり

うさぎ／＼ そなたの耳は なぜそう長い 昔の親が 笹の葉をのんで そりてかう長いながい 兒供數人街路の兩側に分れ鬼は中央にあり斯くて此の歌を一方が唱へる

前のおばさん お茶呑みにお出で

他の一方は 鬼がこはくて行かれませんかと答ふ

鬼にかくれて一寸お出で

と一人を指名する、指名せられた兒童は必ず街路を横ぎつて反對の側へ移らんとするを鬼が捉へる 夕方鳥が三つ四つ二つ空を飛行くを望んで唱へる歌

鳥 鳥 かん鳥 おばこの家が焼けるが 早いつて水かけな 高麗鍋に石積んだ如くだ ホツ

ホツ あぶないこんだ

鳶の空に舞ふを望んで唱へる歌

とんびとろゝ 猫のまんまこぼして お父つあんに叱られて なさ／＼ひろおた ひろた

螢 狩 の 歌

ほう／＼螢こい こつちの水は甘いぞ あつちの水は苦いぞ ほう／＼螢こい

雪の盛んに降るを見て唱へる歌

天上見れば煤だ 中見れば綿だ 下見れば雪だ

しみ渡りの節大聲にて此の歌を唱へる

しみ渡りしようや 庄屋のかゝが ねてゝあつばかりて 宿のかゝにかづけた かづけた

冬季炬燵を圍んで竹筆の軸などが用ひられるを兩掌に挟み擦りながら廻して當物をする遊戯、竹を廻す時唱へる歌。べろ／＼のかめる たうといかめる 親でも子でも 屁をひつた方へむきやれ／＼

俚歌に關しては、甚九歌の外固有の歌を發見し得ないから、記述を省略する。

第四章 傳 説

五輪の石の不思議

長岡城搦手門の傍の役屋敷に、山口某といふ御勝手頭が住んで居た。此の屋敷の西北の角に八重櫻の古木が一本あつて、其の下には以前から何人の墓とも知れぬ五輪の塔の棹石で、長さ一尺二三寸周圍一尺あまりのものがあつた。或年の八月頃、山口氏の仲間何助とかいふいたづら者が此の石に尿水をはじきかけた所が、其の夜は何となく胸騒ぎがして、一夜中満足に眠れなかつたので、翌朝

同僚に其の旨を話した。年老いた一人が、

それは彼の石に不浄水をかけた罰だから、湯にて洗ひ浄めてよく／＼詫びねばならぬ。と言つた。然るに何助は吾儘者であるから、

「それは如何にもにつくい石だ。かうしてくれる」

と、彼の石を縄で縛り裏の堀の中へ投込んだ。

其の夜何助は大熱を發して、あられもなき事を口走り、

「吾は此の屋敷の鎮守なるに、汝の不調法から吾を恨んで仇をなすとは不屈至極だ。吾は吾が神通力で元の位置に戻つたが、汝には愛目を見せてくれるぞ」

とわめき立てるので、家内中驚き畏み裏に走り出て見ると、彼の石は何時の間にか元の場所に立つて居た。益々恐れて智慶院といふ山伏を頼んで祈禱を捧げて詫びたので、神も怒を収め、病人も漸く鎮まつた。其後正田氏が山口氏に代つて此の屋敷に住んだ時には、祠を建て、此の石を祀り、毎月十五日を祭り日と定めて神酒など供へ、地をも掃ひ浄めて敬つたから何の祟りもなかつた。享保十三年三月廿七日有名之三藏火事の時、此の役宅も焼失したが、彼の石の傍に出した什具は風下ながら焼けずに残つたので、人々不思議／＼と噂し合つた。此の櫻は今(明和八年)も残つた居る。

神田の古木

不思議ある神田の古木

御城より北に當る神田今は糟古といふ所に、正田氏の住宅があつた。此の屋敷に年經た松と八重櫻とがある。或る年遊行上人巡錫の折、年頃二十許りの男子と、十七八許りの女子とが連立つて參詣し上人の御札を受けた。其夜上人は

「今日は非生の者に札を遣した、不思議の事だ」

と物語られたが、人々は其の意味を解し兼ねて居た。二三日過ぎてから彼の松と櫻の梢に御札が懸つて居たので、人々は始めて上人の仰せを首肯した。其の頃はやり歌にも、此の事を謡つたそうだ。惜いことには其の松は享保の末に枯れたが、櫻は彌増しに繁茂して地を踏ふこと二十餘間、上枝の花盛りが終ると、下枝の花が満開となり、根は臥龍の蛭るにも似て、類のない名木である。

蚊の居ない屋敷

袋町中町まぶちに、唯一軒蚊の出ない屋敷があつた。昔一人の修行者が此の屋敷に一宿した時、蚊が多くて難義するといふ主人の話を聞いて、さらば蚊を討じて上げませうと言つて、加持を修した後、札を認め、屋敷の四隅に埋めた。夫から蚊が出なくなつたと言はれて居る。今(明和八年)は年月が移つて、蚊は出るが隣家よりは少いそうだ。

城郭中の怪

城郭中の怪

蚊の居ない屋敷

長岡城中御厩の前の馬場の積雪は、毎年二月中旬迄には必ず排除する定めてあるが、如何に天氣續きの長閑な年でも、この馬場の除雪が終ると、二三日中には必ず冴え返つて、一兩日間の吹雪がある事毎年決して違はないといふ。俗説に、此の地には昔吹雪明神の祠があつたが、其の行衛が不明であり、又其の神は乗馬が嫌ひで荒れるのであるといつてゐる。

城廓北の方の大鼓櫓の土手下は、堀になつてゐるが、其の堀の中で夏から雪降り前まで、毎夜靈火が燃えて人を驚かした。人が其の堀端に行掛ると忽ち消えるが、其の人が三十間も過ぎると復燃え出すのである、雨の夜は一層火が鮮かに見えるが、何の火か分らぬ。

臺所町の怪並に今朝白の靈火

長岡城の裏手臺所町今を北へ進み、觀光院前から今朝白町へ行くに、福島江の橋を渡ると繩手道で、右手も左手も田ばかり、非常に淋しい處で、時々怪事がある。或る時今朝白町の人が千手町村に赴き、夜更けて歸るとして四郎丸通り、冠木門にかゝり、臺所町を行くと、何處から來たか、一挺の死導乗物を昇いて我が先に行くものがある。怪しからぬ事に思ひながらも、其の儘跡をつけて行くと、觀光院の前で知らぬ間に見失つた。夫れより彼の橋にかゝると、橋の向詰に火を焚いて居る者がある。火影に透して見ると、手足だけで首が見えない。是はと思つて橋を渡ると、火を焚いた跡がない。どうしても此邊だと、よく／＼探すが分らぬ。夫から今朝白本町を北へ行くと、自分

臺所町の
怪今朝白の
火

より四五間前に當り、忽然火が燃上つてフワ／＼として吾が先に行く、不思議に思ひながらも我が門口に入ると、忽ち其の火を見失つた、何の火か今に判然しない、間々出逢つた人もあるとの事だ。

ふみだん
石

ふみだん石

長岡城下本町今の表一の町入口の門を潜ると、左の方に侍屋敷がある。其の屋敷の下閑所しもかんじよ(雪隠)の入口に、一ヶの踏段石がある。或る時此の家の下人作助といふ者、此の石が邪魔になると外へ移した。

其の夜彼石の精と思しく、大入道が作助の枕邊に現はれ、

「何とて吾を外へ移したのか」

と、怒りの眼を光からせて作助に武者振りついた。作助は恐るゝ色なく、彼の入道と組合つて、ドタンバタンの活劇を演じた。夜明けて後、其の石を元の位地に戻したので、其の夜復現のやうで石の喜んだ夢を見た。何故石が此處に据えられるのを喜ぶのか、怪しからぬ石だ。

よし水

よし水

古志郡悠久山附近に、よし水といふ清泉がある、四清水の意であるといふ。第一の清水は、長倉村

の入口道路の西側の田の脇にある、がはを伏せ小柄杓を備へて置く、薬師の清水といつて、此の水で眼を洗へば、眼病がなほると傳へられる。第二の清水は、文珠の清水といつて、同村の出口にある。第三の清水は吉水村にあつて、櫻の清水といふ。第四の清水も亦吉水村の内、悠久山一の鳥居の前、西の方の土手下にある。昔弘法大師が鉢伏山に駐錫の時、獨鈷で突いた孔から湧出した靈泉である。清冽比なく、如何に照續く夏の時節でも、滾々と湧出て決して涸れる事がない。若柴神社へ參詣する人々の御手洗所に代用せられる。近頃(明和の頃)傍に枝垂柳を植え、柳の清水と呼んで居る。

玉藏院の聖天

長岡藩主の祈願所眞言宗玉藏院は、明治戊辰後年々荒れ果て、今は千手町千藏院に合併し、其の名のみが町名に残つてゐる。此の寺の聖天は靈驗著しくして生佛と敬はれ、重き祈禱の時は之を油で煮るのである。此の寺に召使はれる八助といふ僕が、住持の命で聖天に供ふべき酒を買ひに出た。此の者至つて酒好で、酒のえならぬ香をかぐと、飲みたくて堪らず、門前の川を渡る時、聖天に供ふと念して、酒の數滴を水中にたらし、其の餘をすつかり呑んで、徳利は其の儘戸棚に仕舞つて置いた。住持は御酒を聖天に供へんとして、徳利を見るに一滴も残つてゐないので、不思議に思つて詮議すると、聖天の

聲でもう呑んでしまつたと大聲を揚げたから、人々奇異にも又恐しい事に思つて詮議は止めた。或る年領主が重い煩で、醫療祈禱など十分手を盡したが、更に其の効なく、全く望薄くなつたから遂に聖天を油で煮る祈禱を修するやう、玉藏院に命ぜられた。時の住持は貞義法印とて有徳の僧であつた。

「御病氣御全快の望もないのに、此の法を修するとき、住持も共に生命を投出さねばならぬ。併し主命なれば勤める事は勤めるが、後來之が例となつて其の都度住持の遷化を見るは、嘆か

はしい事だ。

と言つたが、是非なく此の祈禱を修すると、聖天は油の中から三度までとび出した。祈願成就の時はとび出る事はないといふ。されば城主は逝去せられ、其後此の寺も焼失した。住持が有徳の僧だから、寺ばかり焼けて其の身は恙なかつたのだと、人々は言傳へた。

大川の天神

大川の天神といふは、藩士大川家(舊姓武部)の祀る處で、神體は繪像の掛物である。今は廢社となつたが、其の頃(明和中)は靈驗あらたかな神として敬はれて居た。或る年名ある盜賊が捕へられて吟味を受けた時、盜賊は

「御家中大川様には何か尊い神か佛のゐらせられるのか、或る時此の屋敷に忍び入らうと窺ひ寄

つて庭に忍ぶと、七八歳の童子が雨戸を明けて外を見廻はすから、暫らくためらつて、もうよい時分と再び入込まうとすると、復彼の童子が雨戸を明けて、初の如く見廻はした。斯くすること數度で、とうとう目的を達しられなかつた。

寶馬鍬

寶馬鍬

享保初年の頃の事、千手町村に荒物商で、微かに暮す仁助といふ者があつた。貧しけれど心掛善く父母に孝行を盡し、人々にも至つて親切であつた。二月の初め、或る時四十あまりと見える婦人が古い馬鍬一挺を携へて店先に來て、

「自分は小山村の者で、急に鹽が入用となつたが、錢の持合がないから、此の馬鍬を質に二升程貸して下さい、四五日中に錢を持參して、馬鍬と取換へますから。」

「小山といへば極近間の事、名前さへ聞かせて貰へば、質などには及びません。」

「それは誠にありがたい事で、名前は徳兵衛といひます。」

「そんなら僅の鹽の事、當座帳に扣へて置くから、其の鍬は持つて返りなさい。」

「ありがとうございますですが、鍬は重いかからともかくも預つておいて下さい、近い内に夫に代物を

持たせて、鍬を取りに來て貰ひます。」

鹽を持つて婦人は去つた。春も過ぎ秋にもなつたけれど、鍬を取戻しに來るものがない。ハテナ、怪みながらも、いつしか翌年の春過まで待つたが、何の音沙汰もない。其の夏仁助は他の用件で小山村に行つた序でに、庄屋を訪れ事の顛末を物語つて、彼の人は變りがありませんかと尋ねると庄屋は首傾けて

「それは何かと御心配をかけました。併し此の村に徳右衛門といふ人はあるが、徳兵衛といふのはない。事に依つたら名違ひかも知れん、序によく調べませう。」

「どうぞよろしく御願申す、鍬は慥かに預つて置ましたから。」

と仁助は挨拶して歸つた。

其の年の冬になつて、彼の庄屋が尋ねて來て

「あの後年貢用で、村の者一同が自分の宅に集つたから、色々取調べたが、ソレと思ふ者がない。屹度他村の者でせう、遅くなつて濟ません。」

「色々と御面倒かけまして。と禮を言つて、止むなく其の儘に滿三年を経過したけれど、何の音沙汰もないから、もう是非もないと、或る時彼の鍬を取出して見るに、眞黒に錆びてゐる、役に立つか知らんと磨いて見ると、驚いた事には燦爛たる黄金で、目方も一貫匁程ある。仁助は福神御入來と驚き喜んで、早速之を兩替

し、鹽を賣つた日を記念日として、神酒など供へ、鹽から生れた福だといふので、専ら鹽を商ふ事とした。處が日を逐うて店は次第に繁昌し、有福な生涯を送つたといふ事だ。近隣の人々は、仁助の積善の報いだと言ひ合つたそうだ。

化 幽 靈

石内町にさゝやかな行商を渡世とする小助といふ者があつた。或る時商品仕入の費用が五兩程不足なので、之を女房に相談すると、女房はまさかの時の用意にとて、親から與へられてあつた金五兩を、

「そんなら暫く之をお使ひなさい。」

と差出したから、小助は大層喜んで

「都合がつけば成るべく速く返すぜ。」

と言つて、之を一時の間に合はせた。

其の秋女房はフと頼ひ付いて、とう／＼死亡してしまつた。小助の愁嘆いはん方なく、やがて四十九陰も濟んだ所で、親類や朋友が後妻を迎へてはと勧めたが、今暫く見合はせたいといふので、人も其の儘に打過ぎた。

然るにどうした事か、小助は其の後ふさぎ勝て、顔色も日に増し衰へて行くので、心易い者どもの

誰れ彼れが、集まつて色々慰めた上

「お前は近頃何か物思ひがあるらしい様子だが、愚痴にも程がある。あの女ばかりが女房でもあつたまいに、お前は厄介物も持たないから、嫁をほしいと思へば、来る女はいくらもある、若し望む女があつたら、世話しやう程に、遠慮なく聴かせなさい。」

「皆様の御親切は誠にありがたい事で、そんなら遠慮なく御願申しますが、御迷惑ながら五兩の金を、此の暮まで用立つては下さるまいか。」

「それは易い事だ。今でも用立つてやらうが、今更そんな事を言出すのは、おかしいじゃないか。皆さんの御親切に對して、包み隠しするのは本意ではないが、少々譯があつて話にくいのだ。どふいふ譯か知らぬが、これ程心易い私等に言出せぬ法はあるまい。親兄弟にも咄にくい事情までも、打明けて相談するのが、眞の朋友といふものではないか。」

「そんなら恥しながら打明けます。」

と女房から五兩借りた顛末を話した上

「女房がなくなつて二三日たつと、夜な／＼彼女の亡靈が現はれ、早く／＼彼の金を返して下さい。あの金がなくては、心が残つて浮ばれません。併し此事を他人には洩しなさんな、若し洩しなさんと、永劫祟りますぞと堅く口止したので、他人に相談も出來ず、金の才覺も覺束なく獨り心に悶えて居た次第です。何とかして早く此の金子を返して、娑婆の妄執を晴して遣りた

いのです。

「よく話された、決して心配するには及ばん、私共が早速金子を才覺して持つて来るよ。と、各別れを告げて歸つた。

其の翌夕、件の朋友二人が金子を持つて来て、

「さあ金を持つて来たよ、今晚は慥に亡靈に渡して安心し給へ。

「あゝ持つべきものは友達だ、近い内に訖度お返し申す。

と、小助は涙を流して其の厚意を謝した。

「いや／＼其の心遣ひには及ばん、一體亡靈はいつも何時頃現はれるのか。

「そうだ、八つ頃(午前二時)でもあらうか。

「そうか、まあ／＼早速渡して、執心を晴してやりなさい。

とて友達は歸つた。

其の夜二人は打合の上、小助の家を見張りしてゐると、案の如く夜半過に、髪のを振亂し白帷子を着た女が、いそ／＼と来て内に這入つた。二人は窓障子の破れ間から覗くと、小助は畏つて彼の金子を渡す、幽霊はニコリとして

「ホんに嬉しうござんす、御蔭で成佛が出来ます、是れきり参りませんから、折角息才で御暮しなされ。

と、言捨て、出て行つた。

二人は幽霊がどこに行くかと、其の後をつけると、幽霊は早くも人のつけ来るけはひを悟つたらしく藏王の森から野中の路を東に指して、とう／＼永田村の火葬場に行き、一時其の傍に隠れたが、東の方が少く白みかゝつたから慌て、復元来た路を引返した、新保村に差かゝる頃は、夜も全く明け放れたので、幽霊はせん方なく、枯芝を積重ねた間に顔を隠して潜み込んだ。二人は追付いて

「サア幽霊殿、望の通り金子を請取つたら、其の儘消える筈であるのに、まだ執念深く、明るくなつても形を現はしてゐるのは不思議に堪えん、若し思ひ残す事でもあつたら、遠慮なく明かしなさい、とむらひなど懇にするやうに取持ちませう。

といひながら、襟髪を引立て

「まだ幽霊といふものを、目のあたり見た事がないから、顔を見せて下さい。

と、仰のけて見ると、小助の近所に住む知人であつた。

「どうぞ命ばかりはお助け下さい。

と涙を流し手を合はせ詫入るので、二人は

「なぜ、こんな心得違をしたのか。

と、詞靜かに問ふと、貧窮の身の、母に孝養したさの一時の出来心といふ事が分つて、二人は氣の毒になり、金子のみ受取つて、其の歸るさ小助を訪ね、様子を見ると小助は金を渡した有様を述べ

て、厚く二人に禮を言ふので、二人は笑ひ出し、彼の金子を示しながら、始終を語り
「さてお前を假初ならず誑かし、いはう様なき不届であるが、お前もウカと之に誑かされたのは
考がなさ過ぎた、金子も取返した事だし、知人て孝道にもかゝつてゐる譯であるから、穩便に
濟ませたがよからう。
と、言宥めて事なく濟ませた。

三盃池

三 盃 池

昔神田町安善寺附近は大沼といふ沼池で、大赤牛池・大蛇池などの區劃があつた。大蛇池は三盃池
とも呼んで、大毒蛇が棲んで居ると傳へられた。そして其の大蛇の毒氣に觸れて斃れるものが、毎
年尠なからぬ數に上つた。享保の頃、藩士山本某が藩主の命を受け、此の大蛇を退治する爲、池の
片端から埋めて行つたが、大蛇の魔力も之には抗し難く、とうとう毒を吐いて斃れてしまつた。併
し其の後毒蛇の毒氣が尙絶えぬのか、沼の邊に立つて、サンバイ／＼と唱へると、池の面は忽ち浪
立つて、水底からブツ／＼と泡が沸いた。三盃池の名はかうして起つたのだが、此の池は明治十八
九年頃まで残つて居た。

稻垣家傳來の槍

刈羽郡柏崎の町端れ、三國通りと信州通りとの追分に、一字の閻魔堂がある。此堂の本尊閻魔の像
は僧行基の作と傳へて、遠近の信仰厚く、毎年五月の閻魔市には、參詣の男女雜踏すること今も昔
と變らない。此の閻魔像には乳の下に、一ヶの槍疵が残つてゐる。元祿元年十一月の或日、一人の
六部が廻國の砌、此の堂に籠つて一夜を明した。其の夜半に、一人の武士が槍を提げて、堂の前を
急ぎ行くと、閻魔は忽ち眼を怒らし、

「待て、予が前を挨拶もなく通行するとは無禮の奴だ、何者じや。」

と大喝すると、武士は落着き拂つて、

「吾は長岡藩士稻垣小左衛門久長である、死出の旅ながら、閻魔の廳に用はない、待つことは相
成らぬ。」

と答へる。閻魔は尙も待て／＼と連呼するので、小右衛門は持ちたる槍をしごいて、閻魔像の胸の
あたりを、一突突いて其儘行過ぎた。六部は夢ともなく現ともなく、此の狀を目撃して不思議に堪
へず、翌日直に長岡に來り、稻垣家を訪ねると、小左衛門は兩三日病死して、昨日葬式を濟ませ
たばかりで、家内は尙混雜して居る。六部は具さに事の次第を物語ると、當主は長押に懸けて置い
た槍を取り下ろし穂尖を検すれば、鮮血淋漓滴るばかりに塗られてあつたので、並居る人々只不思議
々々々と驚くのみであつた。由來藩にては百石以上を大身といひ、其の主人の葬式には、槍を立て
馬を牽いて之を見送る例であつた。稻垣家は代々四百石以上の大身で、小左衛門の葬儀にも、牽馬

立槍が型の如く行列に加はつたのである。稻垣家は今も長岡に残つて、件の槍を大切に秘藏して居る。

千本木源太平の武勇

藩士千本木源太平は身の長六尺有餘、容貌魁偉で武勇並びなき人であつた。嘗つて藩主の命で、魚沼郡上州との國境に近い二居浅貝兩驛間の山中出ずが澤の怪を探つて、強剛の聞えが益々高くなつた。或日夕方から友人を訪ひ、夜更て歸宅の途次、雲突くばかりの大入道が突然眼前に現はれて、ハツタと睨み、

「一本木とはお前か。」

と問ふ。源太平毫も騒がず、徐かに落着いて、

「え、や。」

と答ふ。尋で

「二本木とはお前か。」

「え、や。」

「三本木とはお前か。」

「え、や。」

と、つぎ／＼に五十本木百本木二百本木……九百本木と、同じ型に同じ問答を繰返しながら、ゆる／＼歩いて自宅の前に來た時

「千本木とはお前か。」

と、一層大聲にて叱するが如く問ふた。源太平は、

「千本木とはおれの事だ。」

と、亦大聲に酬いて家に入り戸を閉ぢた。

やがて便所に入ると、ザラ／＼した掌で尻を撫でる者がある、之を拂ひ除けると、こんどは頭を撫でるので、其の手をしかと捉へると、硬毛密生の感がある。怪物は捉られた手を曳離さうとして、暫し犇き合つたが、終に逃れ去つた。源太平の手には一掬の獸毛が残つた。之を檢すると、犇々の毛であつた。『源太平さんの犇退治』と傳へて、今も折り／＼語草になつてゐる。

傳説はこれに盡きたのではないが、茲には其の主なるものを摘録したのである。

第五章 人物

第一節 傳ふべき人々

我が長岡、傳ふべき人が決して尠くないが、人物の評価は實に容易でない。甲は彼を以て偉なりとするが、乙は以て然らずとする、况んや之を選択するは、更に／＼困難である。左に列記する所は

北越名流遺芳今泉鐸次郎著・北越詩話坂口五峰著・越佐大觀越佐會編等の選ぶ所に據つて、聊か私見を加へた。其の適否は讀む人の主觀に一任するのみである。排列の序次は五十音順に依る。

秋山景山 藩士、名は朋信、通稱多門太、徂徠派の儒者、崇徳館の都講となる、又武事に心をを用ひ、文武を一藩に鼓吹せり。

伊藤道右衛門

長岡藩士、質樸剛健にして古武士の風あり、最も槍法に長ず、戊辰の役年六十餘、城岡堤上に於て長槍を揮つて、敵軍を憚まし、壯烈なる戦死を遂ぐ、其の碑は今堤上に在り。

伊藤東岸

名は弘充、通稱滿藏、伊藤仁齋の曾孫なり。古學を以て長岡藩に仕へ、崇徳館の初代都講となる。

伊藤東嶽

名は弘真、通稱幹藏、又竹宇と號す。東岸の養子にして、家學を修めて崇徳館の都講となる、戊辰の年勤王論を唱へて用ひられず、然れども終始藩主に隨つて之を護る。

稻垣平

累代長岡藩家老の首席、戊辰の役勤王論を持し、主家再興歎願の爲官軍に投じ、民政局に勤務す。

稻垣融

通稱仙七、悠久山神祠碑銘を撰す。

稻垣成

長岡藩の老臣、大阪夏の役に従ひ、驍勇を以て聞ゆ。

稻垣彦八郎

藩士なり、臂力衆を兼ね、水を浴槽に滿て之を持上ぐるに一滴を墮さず、又火術を能くす、然れども謙虛誇らず、故に人之を知る者少し。

今村貢

關島又は雙松と號す、長岡藩文學の士を上ぐれば、此の人必らず其の一に居ると雖も、生平を詳かにせず。或人曰はく貢は刀圭に隠れ、儒醫の稱ありと。

鶉殿團次郎

名は長養、春風と號す。漢蘭英の學を兼ね、最も數學に長じ、測量航海に精し、蕃書調所の教授となる。後勝安芳の薦に依りて幕府に仕ふ。而も志を得ずして辭職、郷に歸りて病歿す。故海軍大將元帥伊藤祐亨は其

の門に出づ。

梅浦精一

漢蘭英の諸學に通ず、始め官吏となり、後東都の實業界に進出し、幾多の新事業を起して、帝國經濟界に貢獻する所多し。

小川善右衛門

當知と號す、考古の癖あり、懷舊雜記・懷舊歲記を著す。

奥村貞心尼

蚤く夫を失ひて佛門に入る、操行殊に堅し。歌を僧良寛に學びて、其の歌才を愛せらる、今傳ふる所の良寛の肖像は尼の畫く所なりといふ。

小黒伊賀右衛門

藩士なり、忠實にして健脚の聞えあり、嘗て忠成の命に依りて長岡に使し、二十四時間にして達し、再び引返し世子の馬に従つて走り、四十四時間にして再び江戸に到る。

大橋佐平

商估なり三國屋といふ、長岡洋學校の經營に與り、新聞紙を發行し、陸運會社を起すなど、長岡の進運に貢獻する所多し、明治二十年東京に出て書肆博文館を起し、同業者中嶺然頭角を顯はす。

片山翠谷

名は毅、通稱爲右衛門、書を學びて得る所あり、又俳句を善くし、俳號を魯英といふ。其の子修徳亦書を善くし、翠谷の號を襲ぐ。

可團

吳服町西願寺塔頭光徳寺の住僧なり、俳名を後日坊其父はと稱し、濃州五竹坊の門人にして、越後併壇美濃派の雄なり、著はす所、俄杖集・雪の道あり。

加藤一作

戊辰の役出戦し、後三島億二郎を助けて、長岡學校・本町小學校・長岡病院・長岡女紅場の事を幹す、明治十年西南役從軍の功に依り、勳六等に叙し、單光旭日章及金百圓を賜はる。後北海道に航し拓殖に従事す。長岡に於ける牛肉店開業の嚆矢なり。

狩野伊教

藩の畫師なり、狩野家の正流を守る。辰巳教祇は其門下なり。

河井繼之助 政治家として、經世家として、將士武人として、之く所として佳ならざるはなき偉人にして、其の大業鴻績は本編の各所に散見す。

神戶サキ 佛 俳人なり、山岸氏、松林閣と號す、興國寺第十七世靈明和尚の事なり、虎杖庵百波の門。

寄遠 夫栗園病む、而して二兒尙幼なり、サキ能く艱苦を忍びて、病夫を介抱し、幼兒を教育す、一郷之を稱す。事官に聞え、永山縣令賜ふに褒詞及金五圓を以てす。

岸宇吉 淵の門に入るに及びて寄遠と改む。 田中修道の弟にして、寶船と號し、詩を善くす。備州岡山池田家の香華寺たる曹源寺の住職なり。

木曾惠禪 市內寺町長永寺の住職、終生を布教と育英とに委ぬ、其の熟を囂外譽といふ。

鬼頭悌二郎 幼より頗る苦學す。紐育及晚香坡の副領事となり、後辭して外人の密獵防止・貿易事業の擴張に力を致さんとして、中途にして逝く。福島甲子三は悌二郎の弟なり。

木宮躬行 通稱八郎兵衛、世々長岡町老たり。性恭謹にして、最も和歌を善くす。其の子馨根亦和歌に長じ、明治時代長岡の斯界に推重せらる。

木村誠一郎 藩士なり、名は恒、字は子一、號を竹軒、後純叟と稱す。朝川善庵に學び、崇徳館の都講となる、能書を以て聞ゆ。

小出經之 通稱善助、朱子派の儒者なり、藩主忠辰に侍讀す。

甲野良悦 古志郡瀧谷の出身にして、長岡に住し醫を業とす、特に眼病を治して、名醫の稱あり。

小金井壽衛造 陸軍歩兵少佐、明治三十七年十一月三十日旅順要塞附近に於て戰死す。

古左衛門 上田町の鍛冶、泉州堺田仲善五郎の弟子なり。長岡に於て初めて鐵砲及大砲を鑄造す、妙手の名あり。

小林儀右衛門 初め積翠と號し、後九二と改む。井部香山・安積良齋に學びて、共に其の逸材を認めらる、惜むらば僅かに二十一歳にして歿す。其の弟藹、竹涯と號し、大審院判事となる。

小林又兵衛 名は親眞、字は君實、誠齋と號す。文武に通じ、又膽力あり。新潟町奉行となる。佐久間象山と友とし善し

小林虎三郎 又兵衛の第三子、炳文・雙松又寒翠とも號す。識見高邁、戊辰の役後、長岡の復興に參畫して、智囊と稱せらる。長岡教育の振興は虎三郎其の基を開きしなり。惜むらば多病にして、明治四年長岡を去れり。

小林雄七郎 又兵衛の第七子、氣節言論の人、長岡社の創設・六十九銀行の成立、皆雄七郎の發意盡力に依る事多し。自由黨に屬し、中越に瀕を成す、第一回の衆議院議員に擧げられしも、出席僅かに二ヶ月にして病歿す。

小村英庵 町醫なり、長崎に遊び、蘭人に就いて醫術を學ぶ。特に越後の温泉を科學的に調査したる功績大なり。

小山玄眞 長岡藩醫、針の名人として贊稱せらる。

小山良運 藩醫にして小天と號す。蘭人に就きて醫書を學び、兼れて物理・兵學・法制・經濟にも通曉せり。河井繼之助良運と同庚、而も良運に兄事し、一事を策する毎に、必ず之を良運に諮る。然れども良運多病にして、世に出づる能はず。

小山正太郎 先樂と號す、良運の第一子なり、陸軍兵學寮に在る時、寫景法範を著はす、是れ我邦に於ける石版印行及鉛筆畫帖の嚆矢なり、後普通教育に於ける洋畫實用論を唱へて、洋畫排斥論に對抗して下らず。洋畫宣布には

秋作特に力を致し、後進を啓沃す、中村不折・満谷國四郎・鹿子木孟郎・小杉未醒・高村真夫等其の門に出づ、海内吉郎仰ぎて斯道の元勳となす。其の弟秋作は陸軍大佐にして、支那通を以て聞こえ、吉郎は工學博士にして、海軍造兵監たり。

小山良圭

藩醫にして、始めて江戸より種痘法を輸入す、江戸小山の稱あり。

酒井晦堂

名は泰光、字は公資、通稱貞藏、幼にして強剛人と評ひて罪を獲、是に於て發憤して書を讀む。崇徳館の教官となり造士寮長となる。戊辰の役勤王論を主張したれど、藩の態度定まるに及び、軍に従ひて戦死す。

柴田芸庵

名は孝、字は元徳、醫術に精く、名醫の名遠近に聞こえ、牧野家に過ぎたる者と評せらる。後幕府に徴されて典醫となる。又經史に通じ、詩をも善くせり。

尺舍

俳人なり、姓は造酒川、千手町村に住す。幼より俳諧を好み、長じて同好者に重んぜらる。まさ女は其の女亦俳に名あり。興國寺境内に兩人の句碑あり。

白峰駿馬

鶴殿團次郎の弟なり、永く外遊して造船の學を修め、歸朝して横須賀造船所の創始に功あり。又鐵舟を發明し、日清戦役の當時我が軍が鴨綠江渡河に際し、効用甚大なるを認めらる。然れども卓犖不羈人に下るを欲せず、晩年輾轉不羈を以て終る。

眞眞龍

長興寺の住職、蒲原郡仁ヶ村萬福寺悦眼の高足、高德を以て稱せらる。亦長興寺の住職、傑僧を以て知らる。

眞眞山

藩士なり、姓は諏訪、名は正和、通稱館左衛門、三水軒又は得菓とも號す。最も俳句を善くし、世推して宗匠となす。門弟相謀り、蠟座稻荷社の境内に、司山の句碑を立つ。

陶山水軒

名は正義、字は子敬、通稱善四郎、崇徳館の都講となる。戊辰の役、勤王論を主張して西軍に投じ、大に藩主の爲に辯明す、後新潟縣屬となる。

井月

長岡藩士、本名を井上克三勝造或は勝之進ともいふと呼び、幼より俳句を好み遂に郷里を逸出して、各所を漂浪し、信濃國伊那の地に留まり、一所不定の生活を營み、奇行多し。其俳句或は一茶に比して、遜色なしといふ。

石海

姓は杉坂、白雲栖と號す。化政の頃長岡のみならず、越後俳壇の巨頭なり。文政十年俳諧寺一茶と共に、片貝村淺原神社奉納俳句の選者となる。文政年間發刊の「諸國正風俳諧士番附」に、其の名を列れたるを見ても其の地位を知るべし。

千本木源太兵衛

藩士なり、狀貌魁偉資性木訥にして文武に秀で、忠誠にして坐臥、城を背にせず、藩主病ある毎に其の平癒を神佛に祈る。

その女

藩士武衛龜左衛門の妻なり、武衛は砲術の師範家にして、その女亦砲術に精し。夫死し、子尙幼きを以て、自ら門弟に教授して、其の業を廢せしめず。

高野永貞

通稱秀右衛門、榮軒と號す。初め小出晚翠に學び、後古學に移る、山本精義と超分忘年の友たり。七代の藩主に仕へ、吏務に練達す。

高野餘慶

永貞の子なり、名は常道、通稱泰助、謹篤にして學を好み、兵法に通じ、又舊典にも詳なり。殊に龍徳公の寵遇を受く。著書多し。

高野松陰

名は正則、通稱虎太、佐藤一齋に學びて其の塾頭となる、朱子派を以て崇徳館の都講となり、生徒の希望に依りては王學をも講ぜり。長岡に王學ある松陰の力なり。

高橋赤山

名は茂田、通稱は愼五郎、長澤赤水の弟なり。最も周易に精しく、槍技に長ず。幕士に列し、密貿易の爲に罪を獲て、魚沼郡秋山村の山中に隠れ、獵樵の傍子弟を誨ふ。赤山子なし、甥茂一郎を養つて嗣となす、

翠村

老儒高橋翠村は即ち是れなり。

竹垣純信

海軍機關中佐、大正六年六月十一日地中海海戦に於て戦死。

田中修道

名は恕、字は仁卿、醫術經學に精く、又詩文に通じ、兼て書法を善くす。修道の建白に依り、藩に醫學講習所濟生館を開く。

田中春回

修道の子なり、儒者を以て知られ、私立長岡學校創立當初より教鞭を執る。同校は經濟上の壓迫を受け、將に廢校せられんとするの悲運に遭遇すること屢次、春回獨り犠牲的に教授の任に當り終始渝らず、終に本校を縣營に移すに至る。長岡中學校の恩人を以て稱せらる。

田中富次

陸軍歩兵大尉、明治三十八年三月十二日小新屯に於て傷死す。牧野家の祈願所たる玉藏院の住職なり、博識を以て聞こゆ。

道貞

姓は上杉、獨山又は睡庵と號す、粗放磊落物に拘泥せず、奇行多し、世人老一休を以て之に擬し、越後道契の名世に顯はる。選ばれて中蒲原郡本興寺の住職となる。嘗て火を失し堂塔皆蕩す、道契即ち一衣一鉢、四方に勸化して終に之を再興す、時人其の徳に服す。

とみ

藩士林又右衛門の後妻なり、能く姑夫に事へ、繼子四人を愛育して皆其の才を成さしむ。藩主爲に白銀五枚を賜ひて、之を賞す。

豊部新作

明治十三年士官學校を卒業して身を陸軍に投じ、二十七年日清戰役に從軍して、牙山成歎に轉戦し、功五級金鷄勳章を授けられて佐官に昇り、三十七八年戰役には聯隊長として從軍し、奉天戰に勇名を馳せ、功三級金鷄勳章を賜はる。爾後累進して明治四十三年中將に陞れり。

長澤赤水

名は茂泰、通稱は時彌、無形庵と號す。文武に通じ、特に柔道に巧なり、長岡藩の柔道、赤水に依つて始めて盛なり。

長澤赤城

名は茂昭、字は伯明、通稱は金太郎、赤水の子なり。始めて調息派の馭法を長岡に傳ふ。戊辰の役、山本帶刀に從つて會津に走り、飯寺に戰死す。

中澤雪城

名は俊卿、通稱行藏、書を菱湖に學びて出藍の譽あり、帷を江戸に垂る、及門の子第三千人、又縉紳公侯の邸に出入して書道を授く。

根岸信五郎

國漢學校に於て始めて英語を教授し、長岡病院初代の院長たり、六十九銀行設立に關する顧問役となり、演説の指導者となる、一言之を蔽へば長岡に於ける文化の輸入者なり、又和歌を善くし、長岡歌壇の老將たり、藩士なり、劍術に長ず。後、東京に於て道場を開き、子弟を教養す。又帝國大學、警視廳等の依頼に依りて劍技を教授せり。

野口恭一郎

陸軍歩兵少尉、明治三十七年九月二日遼陽附近に於て傷死。

野村貞

壯年身を海軍に投じ、日清戰役當時、高千穂艦長として殊功を立つ。頭腦明敏果斷にして、侃諤の論をなす其の言行皆至誠に出づるを以て、上下の信服を得、部内に於ては神の如く尊まる。嘗て某艦長として航海中颶風に遇ひ船体殆んど危し、貞即ち艦橋より大喝令して曰はく「總員死方用意」と、士氣爲に大に振ひて全きを得たり、以て其性格の一面を見るべし。

梅里

俳人なり、通稱は岡村瀧七、別に香窓と號す。

萩原政喜

通稱貞左衛門、五樂と號す、藩士なり、藩主忠精の嬖妾菅浦君寵を特みて專恣なれど、何人も恐れて手を下すものなし。政喜即ち其の非行を許きて、之を退く。又七十五歳にして狂犬を刺殺し、壯者を驚かせり。

橋本篔

藩士なり、剛愎にして人に劣るを欲せず、總ての武技皆能くせざるなく、最も槍刀に長ず。其の狼退治の挿話は、豪快なるものとして世に傳はる。

橋本幸庵

藩醫、特に治療に秀づ。

波多野傳三郎

壯年上京して共立學舎に學び、尋て其の教師となり、官吏に轉じ、政社に入り、又新聞記者ともなる。後新潟縣會議員、衆議院議員等に選まれ、福井縣知事に任ぜらる。退官後、石油界に入りて身を終る。

原田儀平太

忠周に仕ふ、性忠勇、居常百金を懐にして不慮に備ふ。平生城を背にせず、足向けず、藩主の忌日には、必ず齋戒沐浴して其の靈を拜す。

巴 喜内

吳服町西願寺住職なり、觀水軒と號す。俳人にして、高才あり、安政年間俳諧士番附に其名を列す。藩士にして、「越の風車」の著者なり。

百 汲

俳人なり、虎杖庵と號し、俗名を倉地小膳と呼ぶ。

平林 靜山

名は變、別に松雲と號す、三世書法を以て著はれ、忠雅・忠恭二侯の書道の師なり。

藤野 善藏

少くして慶應義塾に學び、塾長小幡篤二郎と其の名を齊ふす。私立長岡學校の教師となり、後高等師範學校教師となる、幾許もなくして歿す。

藤野 友徳

春桂と號す、戊辰戦後、一時縣廳に仕へ、詩文講説共に巧なるを以て、才名一時に揚がる。明治十四五年頃自由民権の説起るや、春桂之を喜び、言論文章に依りて一世を警醒せんとす、然れども遂に志を得ずして歿す。

星野 嘉保

町醫宗仙の養女なり、宗仙死して赤貧洗ふが如し、而も養母に對しては奉養を怠らず、至孝人を感動せしむ女紅場生徒の取締となり、表町校の裁縫教師となり、藝娼妓裁縫所の教師ともなり、終に自ら私立長岡女學校を經營して終生を女子教育に捧ぐ、其の篤行と教育上の功績とにより縣知事其他より旌表せらるゝ屢次なり。

本富安四郎

少くして兄を喪ひ、父母と兄の遺子四人との爲に、自己の修學を中止して、教鞭を小學中學に執る。長岡中學校に教鞭を執ること前後三回、生徒仰望の中心となり、同僚間に推重せらる。又郷黨青年の爲に盡す所多し、古武士の風格を備へたる人格者なり。且郷土史に對する研究に興味を有し造詣亦從て深し。

横 吉之丞

藩士なり、勇武絶倫奮力衆に超ゆ、最も槍術に達す、幕府徴せども終に應ぜず。藩老たり、後の忠成時代繼嗣問題に力を致し、後千手町村に興國寺を開基す。

牧野 市右衛門

間霜 治郎兵衛

吳服町の商估なり、洪水饑饉に當り、私財を投じて人の厄を救ひ、又窮民を賑恤す。藩主忠精は章服を賜ひ幕府亦白銀を下して、之を褒賞す。

松井 章助

字は信、蘇門と稱す、能書を以て藩に重用せられ、悠久山神祠碑銘を書す。

丸山 元純

藩士なり、故ありて寺泊に住す、越後名寄の著者なり。

三島 億二郎

戊辰の役軍事掛として河井繼之助を助け、亂後舊藩の復興事業が、殆んど億二郎の手に遂げられたるは、正編に述べたるが如し。

三間 正弘

始めて市之進と稱す、舊藩三進の一人なり。自ら請ふて、戊辰役に於ける長岡軍の首謀者となり、朝爵を受く後赦されて、陸軍憲兵大佐に昇進し、又石川縣知事となる。

宮 永計太

陸軍歩兵大尉、明治二十九年臺灣土匪の討伐戦に當り、七月四日北斗に於て戦死す。

三芳野 千春

初め東叡山一品親王自在心院に奉事し、擢てられて淺草寺の別當代となる、安政二年來岡して藏王安禪寺の住職となり、權現宮の別當をも兼ね。學徳並び高く、諸藝に通じて、最も和歌に巧なり、快僧武田範之は千春の弟子なり。

村田 樹一

陸軍歩兵中尉、明治三十八年二月二十八日地塔に於て戦死。

村松忠次右衛門

思慮綿密理財に長じ、吏務に練達す。河井繼之助特に登用して、藩の財政を整理せしむ、戊辰戦役、長岡藩が軍資金の窮乏を告げざりしは、忠次右衛門の力多きに居る。戦後蘆野壽と改名して、寺泊に養生を送る。

柳澤 績齋

藩醫なり、醫理に精しく、又經史百家より度初小説に至るまで究めざるはなく、詩作亦凡にあらず。

柳澤 信大

績齋の子、下總の一宮國幣中社玉前神社の宮司なり、小陽と號し、學和漢洋を兼ね、書道の名匠たり。

山田 到處

字は錫、通稱愛之助、漢蘭を學び、崇徳館の都講となり、最も書を善くす。戊辰の役勤王の説を把りて容れられず、遁れて山澤に隱る。役後帷を栴尾町に垂る、從學する者多し、歿後門弟有志相謀り、遺徳の碑を拓

山本精義
山本帶刀

尾公園内に建つ。

老迂齋と號す、藩主忠壽より忠精に至る六代に仕へて、精勵格勳一藩の重きをなす、古學を長岡に植う。名は義路、幼名は堅三郎、竹塙と號す。幼にして學を好み二行並び下る。戊辰の役大隊長として各所に轉戦し、遂に會津飯寺に於て、壯烈の戦死を遂ぐ年二十四。渡邊豹吉は帶刀の僕にして、毎に隨行して離れず、此時帶刀の屍を葬つて後、官軍に自首して斬らる。相傳へて雙美となす。

融伯(警者)

長岡の人なりといふも詳かならず、警者にして詩作に長けたるを異なりとす。

里秀

俳人なり、千手町村の人、姓は島津氏、島九亭と號す、從遊するもの多し。興國寺境内に句碑あり。

露伯

榮涼寺の住持、博學秀才、後江戸芝増上寺の住職となり、大僧正を授けらる。

渡邊六松

唐物商なり、大浦父を清松といふ。の名に依つて知られ、岸宇吉と相携へて長岡實業界に馳逐し、貢獻する所多し。

第二節 長岡出身人物

明治維新の際、我が長岡は止むを得ず、朝敵の地位に立ち、爲めに當初政治及陸海軍の方面に進出し得なかつたのは、自然の結果であつた。是に於て失敗者たる長岡は、新發展の徑路を教育及實業に求め、戊辰戦争に於ける精悍不屈の氣象と精力とを一轉して、教育方面に傾注したのである。今其の出身人物を検討すれば、此の傾向の頗る著しきものあるを發見するであらう。

長岡中學校は明治五年に創立せられ、地方中學校としては最も早き部に屬し、長岡出身人物の搖籃になつてゐる。學士の如きは一々擧ぐるに遑がないから、博士の學位を得た者を求めると

小野塚 喜平次	法	龜倉 靈鐘	醫	草間 常三	醫
甲野 業	醫	小金井 良精	醫	小金井 良一	醫
小山 吉郎	工	小林 久平	工	西郷 吉彌	醫
佐藤 剛藏	醫	齋藤 慎	醫	島峰 徹	醫
杉本 俊三	工	高橋 亨	文	太刀川 平治	工
谷口 吉太郎	醫	谷口 腆二	醫	梅野 明治郎	農
梅野 仁久治	醫	柳野 嚴	醫	柳澤 銀藏	獸醫
渡邊 廉吉	法	小山 良修	醫		

右の内四、五は長岡中學校出身にあらざるものを含んで居る。

教育家としては盲啞教育界の恩人小西信八・模範中學校長として尊敬せられた秋山恒太郎・陸軍大學教官たりし蘆野敬三郎は亦長岡出身である。

實業方面を見渡して、自ら大會社を經營する者、又は大會社の重役たる者、若くは重役たりし者を擧ぐれば

梅浦 精一	大橋 佐平	大橋 新太郎	田崎 留太
根岸 鍊次郎	福島 甲子三	土屋 豊吉	榎 哲
屋井 琢	山本 留次	橋本 圭三郎	

官吏

等がある。

官吏にして、高等官三等以上の者を舉ると

小原

直司法次官

鬼頭悌二郎元外交官

齋藤

博元外交官

田中

浪江元會計検査官

橋本圭三郎元大蔵次官

波多野

傳三郎元縣知事

波多野

保二東京總信局長

堀口九萬一元外交官

三間

正弘元縣知事

吉田

要作元外務宮内省高等官

渡邊廉吉元行政裁判所評定官

軍人にして將官以上なるもの

太田

榎太郎獸醫、陸少相當官

太田質平海少

加藤

正義陸少

草生

政恒陸少

豊部新作陸中

野村

貞海少

山本

五十六海少

吉見乾海海少

其他特殊の地位と技能とに依つて、名聲を博せる者を舉ぐれば

小林

雄七郎

小山正太郎

白峰

駿馬

根岸

信五郎以上前節參看

高村真夫洋畫の大家

長谷川

泰元濟生學舎長

横有

恒登山家

屋井佐喜藏屋井乾電池の發明者

岩崎

ナホ産婆

前記出身人物の過半は、敗殘せる困窮士族の家庭より出たもので、能く今日の順境を啓いたのは、全く教育の力であることを記憶せねばならぬ。

艱難汝を玉にす

其他

軍人

終篇

市政の現在

位置 海拔 廣袤 周圍

位置 海拔 廣袤 周圍

東經 一三八度五三分
北緯 三七度二三分
市役所 坂ノ上町二丁目 二一六二(七一尺九九)
最高部 上條町 二五米〇〇(八三尺三二)
最低部 藏王町 一七米五〇(五八尺二七)
廣袤 一・〇三一方里
東西 一里三町三十間
南北 一里十町二十間
極極 極極 極極 極極
北南 北南 北南 北南
城宮 城宮 城宮 城宮
岡原 岡原 岡原 岡原
町町 町町 町町 町町

第一章 土地と人
第一節 土地

位置 廣袤

信濃川 水原地 新潟市 合流川名 管内經過地 草生津藏王

栖吉川 古志郡栖吉村 市内上中島 西濃川 土合上中島

柿川 古志郡山通村柿南蠻峠 市内藏王 西濃川 上中島藏王

福島江 古志郡六日市村大茂島 古志郡黒條村 栖吉川 宮原川崎

土地現表

耕地面積は歩以下、宅地面積は合以下、地價は十錢以下、各四捨五入

筆地面積	有租地		免租地	
	耕地	宅地	耕地	宅地
八〇、九一四畝	七七八、八四七坪	七、八九一畝	七四七坪	一二九、三五三坪
二八二、二六五圓	九六五、二二四圓	四、五五二圓	六六圓	
一五、八七五筆	七、五二〇筆	五三七筆	四筆	五六四筆

免租地種目

市役所敷地 四七一坪〇〇

郵便局敷地 一、〇四三・四八

屠場敷地 七二二・〇〇

長岡治療院敷地 二九六・〇〇

公立學校敷地 三六、五〇五・二二

高工官舎敷地 二、八〇九・三〇

稅務署敷地 四五〇・〇〇

度量衡檢定所敷地 一五〇・〇〇

上水道用地 四、二七八・〇〇

農事試驗場用地 七、二九六・五七

寺院地 一六、〇二一・〇〇

消防用具置場 七〇〇

合計 拾貳萬九千參百五拾參坪壹合壹勺

互尊文庫敷地 一、四七一坪五五

裁判所敷地 三、〇四九・〇〇

公園敷地 三、一〇三・九〇

市立學校敷地 一四、七九三・五九

官立學校敷地 一四、七五三・〇〇

私立學校敷地 九六七・〇〇

舊郡役所敷地 五二八・〇〇

警察署敷地 七三〇・八五

下水道用地 六四・六五

神社地 六、三六六・〇〇

墓地 一三、四七六・〇〇

舊來は舊家中屋敷・舊市中屋敷を中心として、四圍の鄉村中連釜櫛比の地、所謂『町續き』に在る區

第三節 町名

長岡の區域

明治四十年	大正十一年	大正十一年	大正十一年	昭和二年	昭和二年	昭和四年
七七二	九二九	一、九三七	二、三九三	二、六三四	一〇、〇四七	一〇、四八五
衆議院	貴族院	縣會	市會			
一五	一四	一、一〇四	一、三九七	萬法新法 一、八五二 二、四二六 二、八六三 內務省令三、〇〇八 三十九號九、二八〇		
一〇、二〇〇	一、〇二六	一、〇二六	一、〇二六			

兩院議員・縣會議員・市會議員選舉有權者數

結婚	離婚	結婚	離婚
計	計	計	計
六五	六五	二二	三二

結婚 計	離婚 計	自然		死亡		出生		合計
		女	男	女	男	千人 付口	配偶 百二 付出生	
三八	一五八	二二〇	三九〇	六九〇	三二七	三二	三二	一、〇六八
四八	三九八	七四三	三九五	九一四	四六六	二	三二	七九六
八五七	三九一	六四一	三三七	九四四	四八一	二	二九	七六七
八七六	四一一	七五六	四〇三	九一四	四六三	二	三〇	八一四
八五九	四五〇	六五〇	二八〇	九四二	四八一	一	二八	八三一
		七〇一	三八三	九二六	四七八	一	二七	七七八

域を漫然長岡と稱し、其の限界殆んど分明でなかつた、されば郷村の人達も旅行其他必要な場合、其の郷里を長岡だといふのが普通であつた。明治二十二年市町村制の實施せられた時、此の漫然たる長岡は

長岡本町(舊家中地)
千手町村
新町村
長岡町(舊市中地)
草生津村
王内村(舊藏王、石内合併)

の六ヶ町村に分たれ、各獨立の自治區域となつたが、明治三十四年十一月一日前記六ヶ町村を合併して、長岡町の下に統一した。
明治三十九年四月一日市制を施行し、大正十年十二月一日四郎丸村を合併して、地域を擴大したるは別記の如し。

町名改正の沿革

町名改正の沿革

六ヶ町村合併後は各字町名の上に長岡なる名稱を冠し、從來のまま踏襲して來たが、不便が甚くな
いので、明治四十三年二月八日其の筋の認可を得て、同十七日より左の通り實施した。
一、各字町名に冠した『長岡』の二字を省く。例へば長岡町大字長岡坂之上町・長岡町大字長岡表
町・長岡町大字長岡千手町など呼んだ長岡の二字を省いたのである。

- 二、坂ノ上町を坂ノ上町^{ニヶ}・東坂ノ上町^{ニヶ}・城内町^{ニヶ}に分割す。
- 三、殿町を四ヶ丁に分割す。
- 四、長町を二ヶ丁に分割す。
- 五、西神田町に神田三ノ町の一部を加へて二ヶ町に分割す。
- 六、舊家中屋敷たりし千手町を、東千手町と改稱す。
- 七、中千手町を中千手町・小頭町の二つに分つ。
- 八、東神田町を、東神田町、愛宕町の二つに分つ。
- 九、裏町を本町と改稱し、一ノ町乃至四ノ町を一丁目乃至四丁目に改む。
- 一〇、千手町^{舊千手町}を、千手町^{三ヶ}・千手横町・西千手町・千歳町^{舊お前}に分つ。
- 一一、宮原を宮原町に改む。
- 一二、草生津を草生津町・山田町・文治町・北中島町・下草生津町に分つ。
- 一三、中島町・麻野を合併して、上中島町と稱す。
- 一四、久七を下中島町と改稱す。
- 一五、古川・石内・藏王をそれ／＼古川町・石内町・藏王町と改稱す。
- 一六、新町を、新町^{五ヶ}・東新町・西新町に分割す。
- 一七、城岡外新田を城岡町と改む。

以上各町の間には、固より其の便とする所に従つて、大字及字等の小部分の分合があつた。
大正十三年十二月及十四年二月の二回に亘り、市内大字及町の内、新たに區域を分割して町名を附し、若くは從來の大字名中改稱、又は區域を左の通り變更した。

一、大字四郎丸の一部を割いて旭町と稱し、一丁目乃至四丁目までを置く。

二、同上四郎丸の一部を割いて、それ／＼殿町一、二丁目・荒屋敷町・坂下町・東千手町・表一ノ町・本町一丁目・柳原町・弓町に編入す。

前記二項以外の殘部を四郎丸町と稱す。

三、文治町を割いて西文治町を置く。

四、東千手町の一部を、千歳町・小頭町に編入す。

五、草生津町を割いて長原町を置く。

六、弓町を東弓町・西弓町の二つに分つ。

七、大字川崎を、川崎町及地藏町の二つに分つ。

八、大字上條を上條町と稱す。

九、大字土合を土合町と稱す。

一〇、臺所町を臺町に改む。

一一、表一ノ町乃至五ノ町を、表町一丁目乃至五丁目に改む。

一二、神田一、二、三ノ町を、神田町一、二、三丁目に改む。

其他東千手町・小頭町・中千手町・千手町一、三丁目・西千手町・柳原町・千手横町・坂ノ上町・玉藏院町・表三、四ノ町・南千手町・宮原町・長柄町の間一小部分の分合があつた。

昭和六年一月一日市内大字及町の變更、並びに町名設定が、左の如く實施せられた。

一、四郎丸町を分割して、學校町^{四ヶ}・四郎丸本町^{五ヶ}・諏訪町を置く。

二、上中島町及下中島町の一部を分割して、常盤町・神明町を置く。

三、臺町に四郎丸町の一部を合併して、一丁目乃至三丁目に分つ。

四、四郎丸町・千手町西裏・川崎町に隣接せる各町其他坂ノ上町・觀光院町・袋町等の間に一小部分の分合があつた。

現在町名

宮原町	長柄町	南千手町	西千手町
千手町一、二、三丁目	千手横町	山田町	長原町
草生津町	西文治町	文治町	山本町
大工町	千歳町	中千手町	東千手町
小頭町	荒屋敷町	柳原町	船江町
上田町	本町一、二、三、四丁目	渡里町	表町一、二、三、四、五丁目

吳服町 岡之道町
 東坂之上町一、二丁目 城内町一、二丁目
 坂下町 殿町一、二、三、四丁目
 弓町 臺町一、二、三丁目
 長町一、二丁目 稽古町
 神田町一、二、三丁目 西神田町一、二丁目
 新町一、二、三、四、五丁目 城岡町
 上中島町 常盤町
 北中島町 古川町
 土合町 四郎丸町木町七、八、三、四、五丁目
 旭町一、二、三、四丁目 川崎町
 合計 壹百貳ヶ町
 關東町 觀光院町
 東弓町 今朝白町
 東神田町 西新町
 石内町 神明町
 下草生津町 神明町
 地蔵町
 坂之上町一、二丁目 玉藏院町
 西弓町 袋町
 愛宕町 東新町
 藏王町 下中島町
 上條町 謙訪町

第二章 市政

第一節 市政の諸機關

市吏員數及事務分掌

吏員數

市勢の發展に伴ひ、事務は漸次繁雜となり、従つて吏員數を増加せるは、次表に於ても看取せられる。

市 長	助 役	主 事	技 師	技 書	書 記	掃 除 長	掃 除 監督	水 道 視	雇 手
1	1	1	1	20	2	1	1	3	1
1	1	3	1	21	4	1	1	3	5
1	1	3	1	22	3	1	1	3	6
1	1	3	1	24	7	1	1	3	2
1	1	3	1	26	7	1	1	3	4
1	1	3	1	26	8	1	1	3	3

公會堂事務員	公園監守	農業技術員囑託	水質試驗囑託	トラホーム豫防囑託	傳染病院醫	同上事務員	同上看護婦	商品陳列所陳列手	使丁	給仕	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	39
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	65
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	69
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	81
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	95
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	91

事務の分課

庶務課
衛生課

市長—助役—收入役

學務課 學務係 兵事係 社寺係
 勸業課 勸業係 統計係
 社會課 社會係 戶籍係
 土木課 工務係 技術係
 水道課 庶務係 工務係
 稅務課 會計係 出納係
 會計課

都市計畫係

各課には課長を置き、主事・技師・又は書記を以て之に充てる。但し會計課長は收入役が之を兼ねて居る。

收入役及助役・課長等に代行を命じてあるもの、外、總ての事務は市長の決裁を経て後執行する。

市會及市參事會

市會及市參事會は市制に依つて設けられて居るのであるから、特説するを要しない。茲には唯其の定數のみを掲げる。

大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
-------	------	------	------	------

市會議員	三〇	三〇	三〇	三六	三六
市參事會員	六	六	六	六	一〇
市會議員ノ増加 ハ市制改正ノ結果 アル				六	
市參事會員ノ 増加モ同上					六

市制第四十三條に依つて左記事項は市會開會中の外、市參事會に其の評決を委任されてある。

- 一、法律命令の結果に依る歳入出豫算の更正・追加、及豫算外臨時に生じたる歳入豫算追加の件。
- 二、前號追加市税の賦課徴收に關する件。
- 三、財源を課税又は市債に求めざる金額貳千圓以内の歳入出豫算の追加更正に關する件。
- 四、年度繰越事業に關する歳入出豫算追加に關する件。
- 五、負擔條件の伴はざる寄附、又は補助の受否に關する件、及之に伴ふ歳入出豫算追加の件。
- 六、官廳の命令又は指示により、市會既決の事項に對し修正をなすの件。但し議決の要旨に變更を及ぼさざる場合に限る。
- 七、豫算各項の金額流用の件。
- 八、市税其の他減免に關する件。
- 九、豫定價格貳千圓以下の不動産の處分及取得に關する件。

- 十、不動産及基本財産積立金の管理に關する件。
- 十一、基本財産及積立金の内へ編入すべき財産の取得管理に關する件。
- 十二、道路堤塘の使用及土地建物の貸附に關する件。
- 十三、官有道路及川溝敷地にして改修の爲め又は自然不用に屬し、公用を廢したる土地の取得及處分に關する件。
- 十四、道路川溝敷地の爲め市費を以て買収せし土地を、國に寄附する件。
- 十五、河川生産物拂下に關する件。
- 十六、收入役を除くの外、市吏員の賠償責任並に身元保證に關する件。
- 十七、收入役代理者を定むる件。
- 十八、市に係る訴願訴訟に應訴、及金額貳千圓以内の和解に關する件。

各種委員及評議員

前記普通機關の外、法律命令に従ひ、又は市制第八十三條其の他の事由に依り、左記の委員又は評議員を任命若くは囑托して、市長の諮問に答へしめ、或は其の指揮を受けて事務を處理せしめる。

長岡市學務委員 小學校令第六十二條に依つて設けられたもので、市參事會員一人・市會議員五

人・市公民中選舉權を有するもの二人・市立小學校男教員二人を以て組織し、外に舊四郎丸村合併の結果で、學校世話掛の名義で、其の地方から二名の委員が加へられてある。

傳染病豫防委員

委員數は十名、市參事會員一名・市會議員二名・市公民中選舉權を有する者六名・現住の醫師一名を以て組織し、市長の指揮を受けて

一、傳染病院の監督。

二、傳染病豫防の方法を講じ其の他衛生の普及を計る。

三、其の他法令に依つて規定せられた職務。

の遂行に努める。

大正記念長岡市立互尊文庫評議員 員數十名、市長之を囑托す。評議員は館長を補佐し、其の諮問に従ひ

一、管理及設備に關する事。

二、經費豫算に關する事。

三、基本財産に關する事。

四、圖書蒐集並に購入に關する事。

等を審議する。

悠久山公園評議員 數を定めず、市長之を囑托し、其の諮問に應じて

其の他に關して審議する機關である。
長岡市治下水に關する臨時委員 本市の治水・下水事業を調査する爲め、市制第八十三條に依りて設けられた臨時委員で、市參事會員一名・市會議員五名・市公民中選舉權を有する者四名を以て組織し、後道路調査も此の委員の仕事の内へ加へられた。

長岡市勸業是調査委員 市制第八十三條に依りて定められた臨時委員で、市會議員七名・市公民中選舉權を有する者二名を以て組織する。

實田公園及公會堂評議員 市制第八十三條に依りて設けられたもので、委員は市會議員六名・市公民中選舉權を有する者一名を以て組織し、市長の諮問に應じ。

一、管理及維持に關する事項。

二、公會堂記念日及講演會開催に關する事項。

其の他に關して審議する。

長岡市財務調査委員 本市の財務並に財源を調査する爲め、市制第八十三條に依りて設けた臨時委員で、市會議員六名・市公民中選舉權を有する者四名・計十名を以て組織する。

長岡市社會事業委員 市制第八十三條に依り、市會議員六名・市公民六名を以て社會事業委員と

なし、施設又は助成すべき事業に關して審議させるのである。

市政補助機關

各町には一人乃至數人の總代、若くは伍長が全市で二百六、七十人あつて其の組内の自治に關する事務を司り、兼て市役所と組内人民との間を周旋して市政を補助し、相互の便宜を謀つてゐる。

第二節 市の財政

經費膨張の趨勢

長岡市は市制施行來の十數年間は、特に大事業を營んだ事なく、特に教育・治水等の事業の爲め、一時數萬圓の市債を起した事もあるが、孰れも數年後に償還を終り、財政の基礎は極めて堅實で、市債を有せざるを誇りとした。従つて其の歳入出豫算も、未だ甚だ膨大のものがなかつた、即ち大正元年に於ては二十一萬餘圓、同五年には十九萬餘圓に過ぎなかつたが、同九年度新廳舎改築費を加ふるに及んで、一躍五十九萬餘圓に上り、爾後年を逐うて道路の新開擴張・治水事業の施行・其他各種市設備の改良整理の爲めと、物價の昂騰の影響で、七十萬圓以上の巨額に達した年度もある。是に於て市債も年々増加し、殊に上下水道工事執行に際しては、二百四十餘萬圓の市債を起

市債なき
添り

經費膨張
の事由

財政の按
排

した、従つて市民の負擔は加重したるが、當局の按排宜きを得て、之に堪へ得る實力を發揮しつつあるは喜ぶべきである。以下逐次最近數年間の歳入出豫算表を擧げて、實況を紹介する。

歳入一覽表

項目	市制執行の豫定					
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	
財産より生ずる収入	八〇〇	三、二七五	三、四四二	二、四四三	二、五九九	
使用料及手数料	一七四	三、七〇六	三、九四九	三、〇六五	一五、四七〇	
交附金	四、五五四	二五、八二五	二五、三七七	二六、〇四〇	三三、八五〇	
國庫下渡金	—	三、七六六	三、五五五	三、一七三	三、九〇八	
返納金	—	三、二二二	四、九〇七	五、四三二	五、七七五	
補助金	八四	三、一六六	一、九九八	二、六八一	二、九八八	
寄附金	—	—	二、七七七	九、七七七	一、四八五	
繰入金	—	六、五九〇	四、二七五	—	—	
財産賣拂代金	—	四、一九七	二、一八九	—	—	
繰越金	一、〇〇〇	二四、九六三	六、三二三	一、六四三	二、〇〇〇	
雑収入	四、四七九	八、六七六	八、七九九	一八、九〇三	一三、三三二	

項目	市制施行の豫定					
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	
神 社 費	160	100	160	140	170	
會 議 費	1,836	1,520	1,568	2,133	1,829	
市 役 所 費	75,967	76,337	76,055	69,893	69,355	
土 木 費	8,391	7,986	7,200	7,899	6,401	
商 業 學 校 費	3,566	縣立移管	—	—	—	
小 學 校 費	23,676	24,897	25,076	24,851	24,856	
幼 稚 園 費	4,000	6,953	6,953	6,618	私立に移す	
實 業 補 習 學 校 費	—	5,866	5,723	5,551	5,545	
學 事 諸 費	—	1,940	2,005	1,755	2,119	
青 年 訓 練 所 費	—	3,353	3,351	3,093	3,090	
傳 染 病 豫 防 費	2,979	72	747	657	582	
傳 染 病 院 費	—	5,049	4,326	4,277	4,188	
合 計	43,333	48,026	48,748	47,003	46,727	
合 計	43,333	48,026	48,748	47,003	46,727	

歳出經常部一覽表

項目	市制施行の豫定					
	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	
地 租 附 加 稅	1,115	20,504	20,474	20,803	20,816	
特 別 地 稅 附 加 稅	—	296	279	269	278	
營 業 收 益 附 加 稅	4,633	12,300	89,188	78,280	65,669	
所 得 稅 割	8,346	—	—	—	—	
鑛 業 稅 附 加 稅	—	15	3	3	3	
取 引 所 營 業 稅 附 加 稅	—	450	—	—	—	
縣 稅 家 屋 稅 附 加 稅	—	43,463	55,083	53,044	53,046	
縣 稅 營 業 附 加 稅	506	16,145	17,976	19,037	17,387	
縣 稅 雜 種 稅 附 加 稅	1,871	76,748	83,996	82,736	80,497	
特 別 稅 戶 數 割	26,853	20,609	20,544	20,346	18,967	
合 計	43,333	48,026	48,748	47,003	46,727	
合 計	43,333	48,026	48,748	47,003	46,727	

市稅收入内譯表

種別	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時
互尊文庫費			二二,一四四		二二,〇六四		一一,四〇〇		九,七六六	
水道費			一,六三八		一〇,四六六		六三		八六三	
社會事業費			二七,四二九		八七,〇〇五		四九,八七九		五一,七七五	
公會堂費			一四九,〇七六		一五四,七九三		一四八,一三九		一九,三三六	
臨時費					二六,五五四		二二,一五二		八,七六一	
經常費	1,001		1,001		1,001		1,001		5,760	

特別會計

種別	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時
公設運動場費			二,八七四		二,七四四					
史蹟名勝保存費					二〇〇					
公會堂費					三〇〇					
傳染病豫防費					六〇六					
契約支出金					四三					
合計			三,〇七四		三,五三三		二,九一三		二,六六一	

特別會計ニ移ス

種別	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時
汚物掃除費			五,四六六		四,五八六		一四〇		100	
屠場費			一,一六四		五七七				一五	
公團費			五,八八五		一,〇八六		二七七		一,三六三	
勸業費			八〇〇		二,〇八九		二,一九六		二,三三〇	
財產費					二,〇一〇		一		121	
地方改良費			三〇〇		四八六				170	
補助費			八,四〇〇		六,八〇〇		五,九〇〇		五,九〇〇	
體育獎勵費					三〇〇		二七〇		170	
市債費			101,557		107,277		104,947		69,298	
特別會計補充費			110,099		108,254		84,283		133,216	
寄附金			七,九七		二,三三		六,七七		三,二五	
特別會計繰入金									八〇〇	
助成金									二,五七〇	
選舉費									275	
警備費										
國勢調査費					1,742		6,210		1,740	
都市計畫費			三,六七八		二,八〇〇		二,五五五			
雜支費										

諸稅收入調	明治四十年		大正十四年		昭和元年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年	
	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常
火葬場費														
御大典記念小學校基金														
本財産蓄積金														
小野塚奨學並軍事救護資金														
明治節御制定記念基金														
市小學校特別財産														
災害及窮民救助資金														
高等工業學校設立費														
寄附金														
四郎丸校舍改築準備金														
積立金														
成積立金														
四郎丸基本財産														
博覽會費														
上越線全通記念費														

直接稅負擔額	國稅		縣稅		市稅		合計		直接附加稅
	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	
國稅									
縣稅									
市稅									
合計									
指四十年を二〇〇とせる數	100		60.8		56.9		56.3		55.3

市價現在高 (最近六ヶ年間の趨勢)	直接國稅		縣稅		市稅		合計		直接附加稅
	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	臨時	經常	
一戸	67,436		99,442		48,290		115,128		35,161
一人	12,075		7,063		8,640		27,738		6,296

大正十四年 七五二、一四〇^円五三
 昭和元年 一、一五五、八五三・〇〇
 昭和二年 二、五五八、九四八・三九
 昭和三年 二、四四五、九八六^円四八
 昭和四年 二、四九六、八一七・二一
 昭和五年 二、五一〇、六七三・六三

第三節 警備機關

防火機關

沿革

沿 當市の消防組は、明治三十四年十一月六ヶ町村合併の結果、翌年九月新たに六ヶ町村消防組合を合併して、長岡町消防組と稱したるを起原とし、同三十九年四月市制施行と共に、長岡市消防組と改稱した。

同四十二年四月十四年の兩度に、瑞西製手挽十馬力蒸汽唧筒一臺づゝを購入し、組織を十部編制に改めた。

大正九年五月二十五日工事中の阪上小學校より出火、坂ノ上町・城内町八十餘戸を蕩盡したので、消防機關完備の急務なるを認め、其の七月十八馬力瓦斯倫唧筒一臺を購入したるに、恰も市内北越新報一萬號記念事業の一として、同社より十二、十四、十八馬力三臺の瓦斯倫唧筒を寄附せるあり、之が配置の都合に依り、組織を十三部制に改めた。

大正十三年五月長岡市消防義會より、十四馬力瓦斯倫唧筒一臺を寄附し、七月市費と其他の寄附金

消防組の成立

蒸汽唧筒の備付

設備完成の急務新聞社の協力

常備組織の設置

とを加へて、獨逸ベントツ會社製三十二馬力自動車唧筒一臺を購入し、第八部を常備組織となして、自動車唧筒を配置した。

設備漸次完成

大正十四年七月十四馬力瓦斯倫唧筒一臺。破壊用強引器一式を加設した。

大正十五年七月消火栓の敷設せらるゝや、市費並市消防義會の基金の一部を流用して、十馬力瓦斯倫唧筒四臺を備付けるを得た。之に依つて各部毎に機械唧筒一臺づゝを配置して、腕用唧筒は全部廢止し、更に消火栓係手挽水管車十五班を編成し、陣容を一新した。

編成替

昭和二年三月二十八日設備の充實に伴ひ、冗員の整理を行つて、消防夫の定員を二百九十一名とした。

同四年三月七日中島町方面の區域廣大なるも、消防設備がないから、手挽水管車一臺を配置し、第五部に附屬させた。同五年八月東京瓦斯電氣會社製三十五馬力自動車唧筒一臺を購入して、常備部に配置し、定員を増加した。

表彰

設備優良にして、成績亦佳良なる廉を以て、大正八年・同九年の兩度本縣より、表彰せられ、更に同十年・十二年の二回復金馬簾一條づゝを授與せられた。

警火組合

外に各町には警火組合が設けられて、一般に過失なきを期してゐるが、更に常備部にては自動車唧筒に火之用心旗を掲げて、時々市内を巡邏し、以て市民の警火思想喚起に努めて居る。試みに最近數年の出火状況を調査すると

出火度 火災度 焼失戸 損害 直に消止めた戸 損害額	出火度 火災度 焼失戸 損害 直に消止めた戸 損害額	出火度 火災度 焼失戸 損害 直に消止めた戸 損害額	出火度 火災度 焼失戸 損害 直に消止めた戸 損害額	出火度 火災度 焼失戸 損害 直に消止めた戸 損害額	昭和大正十五年		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年	
					額	数	額	数	額	数	額	数	額	数
四五	七	九	二七	二六	三六	一七	二五	四九	二七	二六	一七	二五	一六	八
四〇	九	二九	二七	二六	三六	一七	二五	三〇	三〇	二六	一七	二五	一六	八
二四	九	二九	二七	二六	三六	一七	二五	三〇	三〇	二六	一七	二五	一六	八
一五	三	一五	二七	二六	三六	一七	二五	一九	三〇	二六	一七	二五	一六	八
一五	三	一五	二七	二六	三六	一七	二五	一九	三〇	二六	一七	二五	一六	八

消防組の組織

部名	機	馬力	區	域	要		員							
					組頭部頭	小頭	旗手	喇叭手	機關手	運轉手	消防手	計		
第一部	小ガソリン唧筒	一〇	宮原町、長柄町、南千手町、千歳町、上條町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第二部	小ガソリン唧筒	一四	中千手町、東千手町、小頭町、荒屋敷町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第三部	小ガソリン唧筒	一四	千手町各丁、千手横町、西千手町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第四部	中ガソリン唧筒	一八	山田町、草生津町、文治町、西文治町、長原町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
第五部	小ガソリン唧筒	一〇	山本町、大工町、上中島町、常盤町、神明町	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計					一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第六部	第七部	第八部	第九部	第十部	第十一部	第十二部	第十三部	計
中ガソリン唧筒	蒸気唧筒	自動車唧筒	蒸気唧筒	小ガソリン唧筒	中ガソリン唧筒	小ガソリン唧筒	小ガソリン唧筒	
一八	一〇	三五	三五	一〇	一四	一二	一〇	
柳原町、船江町、上田町、表町各丁、本町各丁	坂下町、殿町各丁、弓町各丁、臺町、學校町、城内町、四郎丸町、土合町、旭町各丁、諏訪町	坂上町各丁、東坂上各町、城内町二、觀光院町、玉藏院町、今朝白町	吳服町、關東町、間ノ道町、神田町各丁	西神田町各丁、下中島町、北中島町、古川町、下草生津町	長町各丁、袋町、稽古町、東神田町、愛宕町、川崎町、地藏町	新町各町、東新町、西新町、城岡町	石内町、藏王町	
一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	
二	二	二	二	二	二	二	二	
二	二	二	二	二	二	二	二	
一八	二九	七	七	一五	二二	一七	一五	
二二	三三	一三	一三	二七	二六	二二	一九	
二二	三三	一三	一三	二七	二六	二二	一九	
二二	三三	一三	一三	二七	二六	二二	一九	

大正十三年八月より、常備を第八部に専屬せしめ、小頭一人・運轉手四人・消防手七人で隔日勤務。
消防の設備

其	唧筒	自動車唧筒を機關とする部	蒸気唧筒を機關とする部	中型ガソリン唧筒を機關とする部	小型ガソリン唧筒を機關とする部
二	一	一	一	一	一

圓引纏鳶斧鋸二三運水小部唧部小部唧部
 頭 間 間 管頭頭筒
 搬 高頭頭筒
 梯梯 輜提提高
 鉢綱 口 子子車車灯灯張張旗旗旗旗

— — — 四 — — | | | 二 — — | — — — —
 二 | — 四 — — — — — — — — — — — — — — — —
 二 | — 二 — — — — — — — — — — — — — — — —
 二 | — 二 — — — — — — — — — — — — — — — —

水護三螺木
 管護
 洗バ角
 用ル
 刷ブ 鏽廻鋤
 毛

| | | | —
 五 〇 | 二 |
 五 | — | |
 二 | | | |

外に強引器(米國製)一臺・附屬器具一式を、第五部に配屬させる。
 手挽水管車は第八部を除き、第五部・第十一部に各二、第七部に三、其他の各部に一臺づゝあり。
 消火栓は公設五百六十七ヶ所、私設百九ヶ所。堀井戸は六十二ヶ所ガソリン唧筒にて放水一時間を堪え得ある。水管總
 延長二千五百間、火の見櫓九ヶ所・ホース掛八ヶ所皆鐵骨構造である。

防 水 機 關

沿 革

信濃川を前に控へて、其の昔四面低地に圍まれた長岡は、屢々洪水の慘苦を嘗めて居た。十數年前
 までは文治町・荒屋敷町・山本町・大工町・長町方面の低地は、毎年必ず一兩度は床上、少くとも
 床下の浸水を見ないことは無い位で、大正三年の大洪水の如きは、全市殆んど七八分通りを濁水に
 浸して、損害實に數十萬圓と稱せられた、近年各方面の治水事業も略々完成し、信濃川堤防工事も

病院

醫師

患者 病 院 床 數	病 院 數	醫師					
		齒科	醫師一人ニ對スル人口	計	限地開業	從來開業	試驗及第
二二、〇一五	大正十四年	六	四四	明	不	譯	内
		二九	七八	二〇	二九	二九	二〇
二五、〇四五	昭和元年	二九	七四	二四	二九	二九	一九
		二七	七七	二四	二〇	三〇	二一
二三、五八六	昭和二年	三三	八二	二四	二二	三五	二一
		三三	六八一	八三	二四	二二	三六

傳染病

法定傳染病類別表

醫師數

市立傳染病院は藏王町にある、四望開器眺望佳趣あり、明治三十三年の設立で設備も整つて居る。

死	治癒	疑似	發疹	バ	チ	腸	赤痢	人口千人ニ付	罹病者總數
一三	五三	一	一	一	三六	二八	二	一、八	六六
八	四四	一	一	四	五	四二	一	〇、九	五二
五	三二	三	一	七	〇	一七	一	〇、六	三七
一	一七	一	一	三	五	九	一	〇、三	一八
一	六三	一	一	二	八	七	三	一、三	七四
八	七九	一	一	一	八	四	九	一、九	一〇八

給水状況

給水状況

アムモニア	硬度	固形物	過マンガン酸カリウム脱色量	細菌落数
検出セズ	二、五七	一三七、九〇	二、一二四	四四
検出セズ	一、八五	一〇七、五〇	一、三九五	一五

給水区域内	給水使用者		同上百分比
	戸数	人口	
昭	九、八二二	五二、四九二	一一、二
和	一、五八三	六、三九五	一六、一
元	一〇、二四六	五五、三六〇	三三、四
年	一八、一二四	三、四二四	三二、七
昭	一〇、二四六	五五、三六〇	三三、四
和	一〇、六五四	五七、八〇〇	四〇、一
三	二二、〇八四	四、二六七	三九、九
年	二二、〇八四	四、二六七	三九、九
昭	二二、〇八四	四、二六七	三九、九
和	二二、〇八四	四、二六七	三九、九
五	二二、〇八四	四、二六七	三九、九
年	二二、〇八四	四、二六七	三九、九

昭和五年度に於ける延用総数三八、九九二箇、使用水量五五六、六一〇・〇六立方米、其料金は五〇、七三七・六七圓である。

送水並に電力使用（昭和五年）

送水

取水	配水	電力消費量	濾過水量	計量給水量
九一九、二二九立方米	八八二、五〇〇立方米	二二一、四二〇キロワット時	八八二、五〇〇立方米	五九七、〇六〇立方米

備考

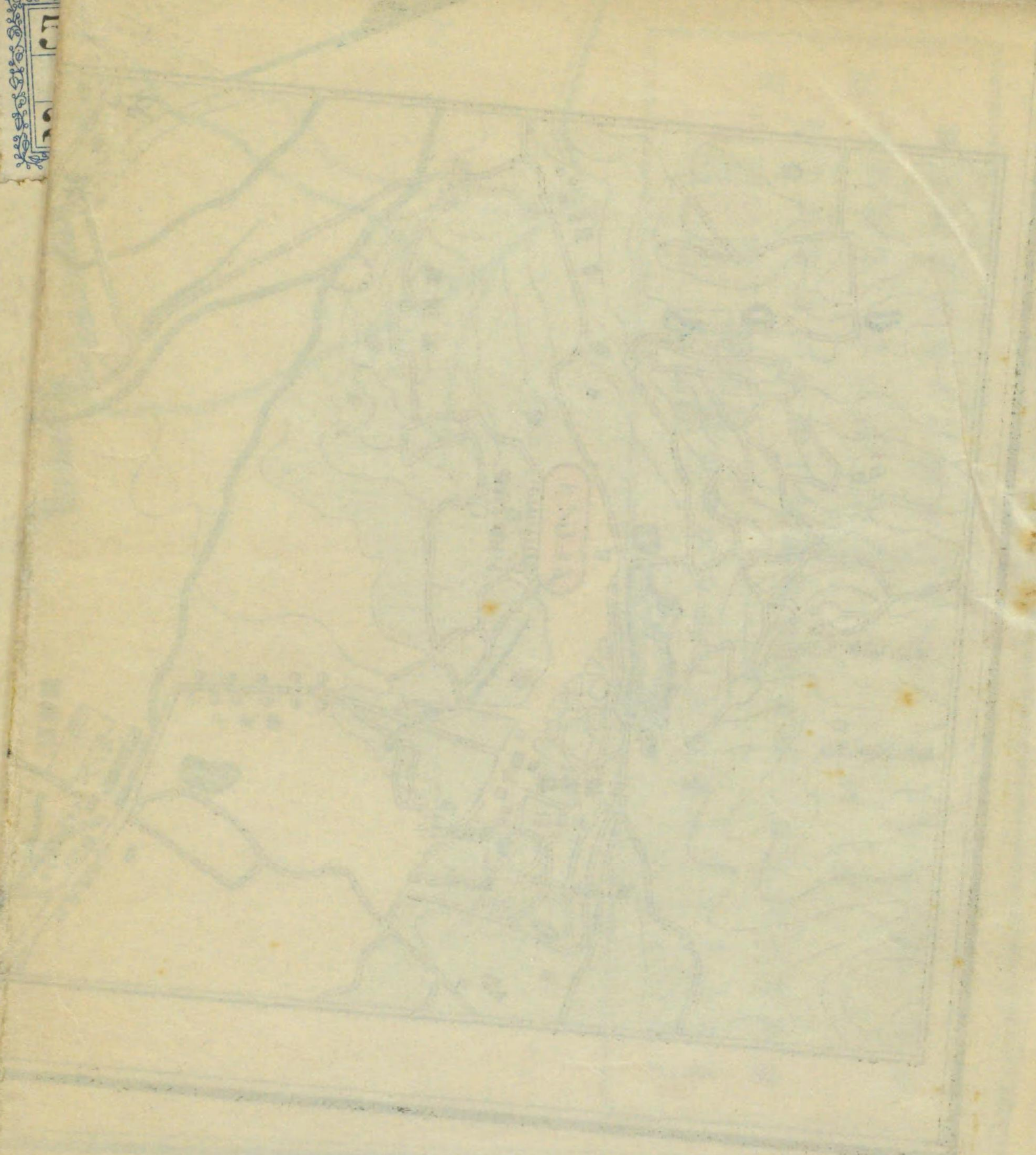
大正十五年六月十日 水道課新設
 同 七月二十二日 工事着手
 同 十月一日 一般給水開始

尙市政の現状に關しては、第三編に於ける關係事項を参照せられたい。

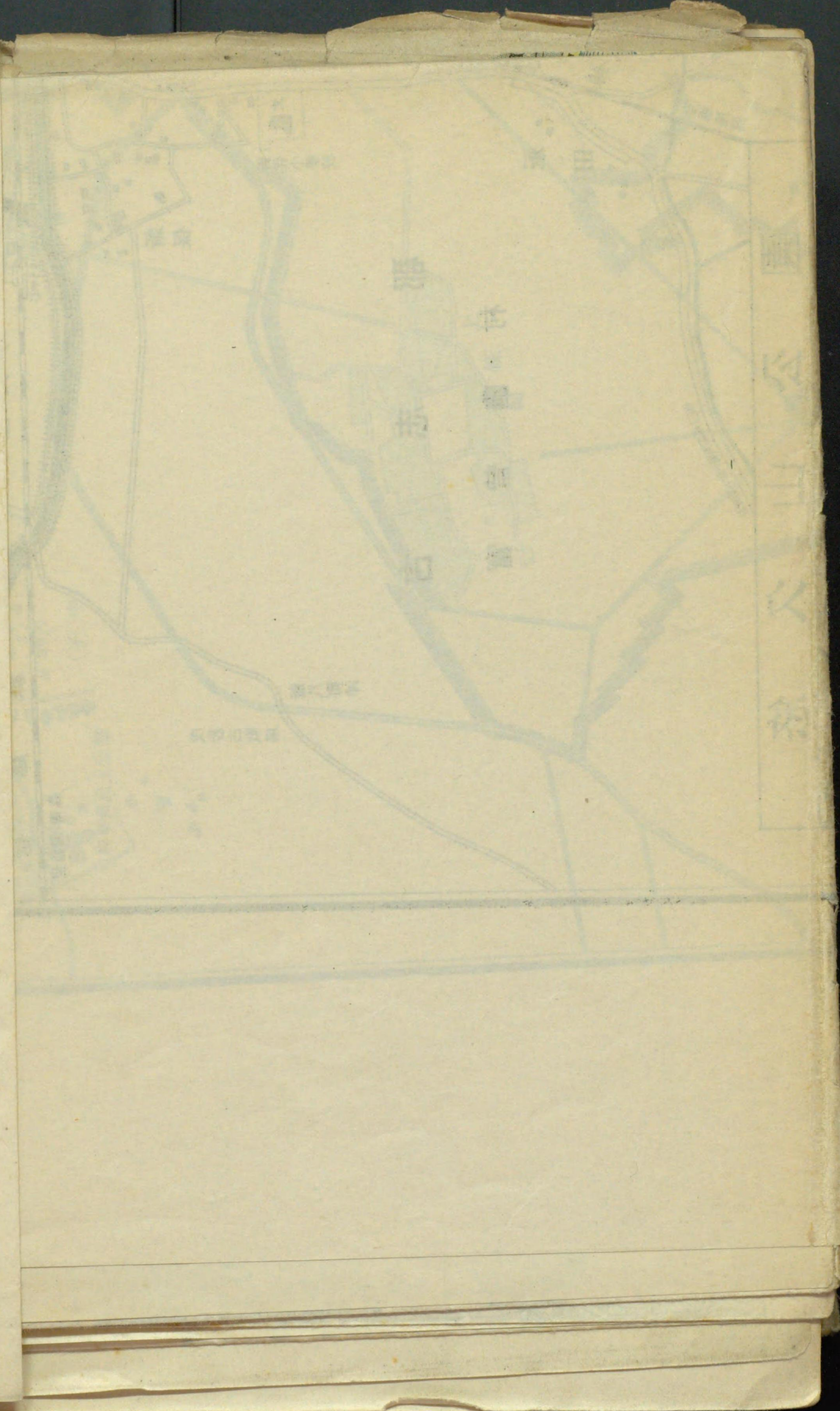
長岡市史附錄

灵岡市史綱要

11



折り込み部分
未撮影



昭和六年八月二十三日印刷
昭和六年八月二十五日發行

【非賣品】

長岡市役所

編纂責任者 丸田 龜太郎

長岡市製町三丁目

印刷者 岩 瀬 直 藏

長岡市坂之上町三丁目

印刷所 株式會社 北越新報社

5
2

5
2

554
239

正 誤

目次九頁 十五行目「電信」の次に、「電話」の二字を挿入す。
六五一頁 六行目「昭和三年」は「昭和二年」の誤。
同 十四行目「昭和四年」は「昭和三年」の誤。
七一三頁 五行目「電信」の次に「電話」の二字を挿入す。
七二四頁 末尾に「同三十九年十二月二十一日、電話交換事務
を開始す」の二十二字を挿入す。
八六三頁 七行目「閑院宮妃殿下」は「閑院宮及同妃兩殿下」の
誤り。
以 上

